

船舶事故調査報告書

平成27年11月5日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄司邦昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根本美奈

事故種類	衝突
発生日時	平成27年2月21日 12時00分ごろ
発生場所	沖縄県座間味村男岩北方沖 牛ノ島灯台から真方位357° 2,700m付近 （概位 北緯26° 15.07′ 東経127° 20.01′）
事故調査の経過	平成27年2月23日、本事故の調査を担当する主管調査官（那覇事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 遊漁船 ^{にしき} 錦丸、4.9トン ON3-190005（漁船登録番号）、個人所有 11.83m (Lr) × 2.59m × 0.90m、FRP ディーゼル機関、235.36kW、平成7年4月20日 第296-20963号（船舶検査済票の番号） B 遊漁船 マンプー、4.6トン ON3-26229（漁船登録番号）、個人所有 10.87m (Lr) × 2.61m × 0.76m、FRP ディーゼル機関、169.17kW、平成4年10月20日 第296-14089号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 64歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和63年3月25日 免許証交付日 平成22年4月7日 （平成27年4月25日まで有効） B 船長B 男性 46歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成9年5月7日 免許証交付日 平成25年9月27日 （平成30年10月21日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	A 右舷船首部外板に破損及び左舷船首部外板支柱と甲板との取付部に亀裂 B 船首部及び船首船底部に擦過傷、プロペラ軸及びプロペラ翼に曲損

事故の経過

A船は、船長Aが1人で乗り組み、釣り客4人を乗せ、座間味村男岩の北方沖において、船首を南方に向けて錨泊し、釣り客が左舷方に釣り竿を出して釣りをしていた。

船長Aは、左舷中央部で釣り客の1人に釣りの仕方を教えていたが、エンジン音が聞こえたので、右舷方を見たところ、B船が約30mに接近していることに気づき、衝突の危険を感じて大声で釣り客に避難を呼び掛けた。

A船は、平成27年2月21日12時00分ごろ、男岩の北方沖において、その右舷船首部とB船の船首部とが衝突し、B船がA船の船首部に乗り上げた。

A船は、知り合いのダイビング船が本事故発生場所付近を通り掛かったので、釣り客4人を移乗させた後、自力航行して沖縄県嘉手納町嘉手納漁港に入港した。

B船は、船長Bが1人で乗り組み、釣り客2人を乗せ、座間味島北方沖を男岩付近の釣り場に向け、約14～15ノットの速力で自動操舵により北東進した。

船長Bは、座間味島の北端に位置する赤崎ノ鼻の西北西方沖において、自動操舵から手動操舵に切り換えて針路を右方に変針し、男岩付近に向けて東南東進を始めた際、男岩付近に2～3隻の釣り船らしき船を認めた。

船長Bは、変針した頃から眠気を感じていたので、手動操舵から自動操舵に切り換え、操舵室の椅子に立って天井窓から頭を出して周囲を見たり、背伸びをしたりして眠気を払う動作をしたものの、再び操舵室の椅子に腰を掛けたところ、いつの間にか居眠りに陥った。

船長Bは、衝突の衝撃で目覚め、B船がA船の船首部に乗り上げた状態で動けなくなっていることに気づき、負傷者の有無等の確認を行った後、海上保安庁に本事故の発生を通報し、所属する釣り船協同組合に釣り客移送用の僚船の手配及び海運会社にB船を引き下ろすためのクレーン台船の手配の依頼を行った。

B船は、来援した僚船に釣り客2人を移乗させた後、来援したクレーン台船によりA船から引き下ろされ、作業船にえい航されて沖縄県那覇港に入港した。(写真1、写真2参照)



写真1 A船



写真2 B船

(付図1 事故発生経過概略図 参照)

<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 南、風力 4、視界 良好 海象：波高 約50cm</p>
<p>その他の事項</p>	<p>A船は、レーダー及びモーターホーンがあったが、本事故時、レーダーを使用していなかった。 A船は、黒色球形の形象物を装備していなかった。 船長Bは、釣り客がいない日には一本釣り漁をするなどほぼ毎日出港しており、また、本事故当日は04時30分ごろ釣り客をホテルまで出迎えるなどしていたので、疲れがたまっていたと本事故後に思った。 船長Bは、本事故後、居眠りに陥っていた時間は、約4～5分間だと思った。 B船は、レーダーがなかった。 B船の釣り客2人は、船室と後部甲板でそれぞれ座っていた。</p>
<p>分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり A なし、B なし A なし、B なし A船は、男岩北方沖で釣りをして錨泊中、船長Aが、釣り客に釣りの仕方を教えていて見張りを適切に行っていなかったことから、右舷方から接近するB船に気付くのが遅れ、B船と衝突したものと考えられる。 B船は、男岩北方沖を東南東進中、船長Bが居眠りに陥ったことから、A船と衝突したものと考えられる。 船長Bは、本事故前、ほぼ毎日出港して疲れがたまっていたことから、眠気を払拭しようとして体を動かさずなどしたものの、操舵室の椅子に腰を掛けているうちに居眠りに陥ったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、男岩北方沖において、A船が錨泊中、B船が東南東進中、船長Aが、釣り客に釣りの仕方を教えていて見張りを適切に行っておらず、また、船長Bが居眠りに陥ったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 操業及び運航形態に応じて適切な乗組員を確保すること。 ・ 錨泊中も周囲の状況を十分に把握し、他船が接近する場合は注意喚起の措置を講じること。

付図1 事故発生経過概略図

